

平成 30 年 7 月 11 日

第 7 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 7 号

平成 30 年 第7回 定例会

日時：平成 30 年 7 月 11 日（水）午後 2 時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	佐 藤 正 子
	委員長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教育推進部副参事	川 西 宏 幸
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教 育 セ ン タ ー 所 長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	川 崎 慎 一 郎
「書記」	庶 務 係 長	木 内 実 三 男
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

平成30年

第7回教育委員会定例会

平成30年7月11日（水）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

第1 議事録の承認

議事録第6号（平成30年第6回定例会）

第2 議案の審議

第24号議案 「GPリーグ ヤマハ プログラミングコロシウム」の後援名義の使用承認について

第25号議案 「不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相談会」の後援名義の使用承認について

第26号議案 文京区指定文化財の指定にかかる諮問について

第27号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

- (1) 平成30年6月定例議会の審議概要について (資料第1号)
- (2) 平成29年体罰等実態調査について (資料第2号)
- (3) 夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について (資料第3号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:02)

○山崎教育推進部長 本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。

南新平前教育長におかれましては、去る7月7日で3年間の任期が満了し、退任されました。

本日、司会・進行を務めます佐藤正子教育長は、6月25日に開催されました区議会本会議におきまして、教育長任命の同意を得、教育長に任命されましたことをご報告申し上げます。

なお、任期は、平成30年7月8日から平成33年7月7日まででございます。

以上でございます。

○佐藤教育長 それでは、改めまして、一言ご挨拶させていただきます。

7月8日付で教育長に任命されました佐藤正子です。よろしくお願いいたします。

さまざまな教育課題がございますけれども、1つずつ向き合っていきたいと考えております。どうぞ皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。

それでは、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認いたします。委員は、田嶋委員が欠席でございます。そのほかの委員の方には全員出席いただいております。理事者も全員出席しております。

次に、本日の議事録の署名人でございますが、小川委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

○佐藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

次第をご覧いただきたいと思っております。第1は、「議事録の承認」でございます。議事録の第6号(平成30年第6回定例会)がお手元でございます。事前に確認済みではございますけれども、なお、訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第24号議案 「GP リーグ ヤマハ プログラミングコロシウム」の後援名義の使用承認について

○佐藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件ございます。

まず最初に、第24号議案「G P リーグ ヤマハ プログラミングコロシウム」の後援名義の使用承認について」。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第24号議案「G P リーグ ヤマハ プログラミングコロシウム」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般社団法人イエローピンプロジェクト内G Pリーグ実行委員会事務局。代表者は、柴本猛でございます。

事業名は、「G P リーグ ヤマハ プログラミングコロシウム」。

平成30年8月11日に一次予選、9月17日に決勝大会の計2日間の開催を予定しております。

実施場所は、一次予選が早稲田大学、決勝大会はD 2 Cホール（中央区銀座）を予定しております。

本事業は、プログラミング教育の競技会等の実施を通じ、小学生にプログラミングに対する興味・関心と自信を持たせることを目的としております。

対象者は、小学3年生～6年生でございます。

参加費は、無料でございます。

このほか、資料といたしまして、3～4ページに収支予算書、5ページに開催概要、6ページに事業計画書、7ページに構成員名簿、8～11ページに定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 ちょっとイメージが湧かないんですが、子どもたちの中でどんな形で試合が行われていくのでしょうか。

○教育総務課長 対象の子どもたちが、与えられた課題についてのプログラミング、あるいはそういったところについての知識を問うことで審査をするという形になると聞いてございます。

○坪井委員 今、小学生の3年生から6年生までの子どもたちがコンテストをするほどのプログラミングの技術を持っているんですか。

○教育総務課長 昨今の子どもたちはI T機器に非常になれ親しんでいるということで、S Eとか

が本当にやるような話ではないとは思いますが、簡単なものというお話を聞いているところです。

○小川委員 質問というわけではないんです。コンピューター教育、最近物すごく進んでおりまして、子どものプログラミング教室を民間もかなりたくさんやり始めているということがあるので、子どもたちがプログラミングに対してかなり興味を持って取り組んでいるというのはあるかと思えます。

競技としても、世界的に大学生の競技プログラミングの大会とかもあるので、小学生の部分ではわからないところがありますが、恐らくあらかじめ解く問題が何題か用意されていて、スピードを競ったりするような競技とか、お題があって、そのお題を達成させるようなプログラムを組むことで競技されるんじゃないかなと思います。

○坪井委員 ついていけない感じがですが、わかりました。(笑)

○清水委員 今回が初めての大会ということでよろしいんですね。1都3県から16名が選ばれるということで、文京区の子どもが選ばれる見通しというのはいかがなんでしょうか。

○教育総務課長 見通しというほどではないですけども、こうして広く募集をかけておりまして、そこで成績優秀ということであれば、今回後援名義が来たのは、会場に近い自治体というところがございますので、参加した文京区の子どもたちが残る可能性は当然否定はできないと考えております。

○清水委員 例えば、学校のほうから積極的にこういったものにトライするよということがあるれば、より参加は見込めるのではないかなと思います。もちろん強制ではないだろうと思いますが、その辺をやっていただいて、文京区の子どもたちが入って、決勝まで行っていただくと大変うれしいかなと思います。

○佐藤教育長 ほかにはご意見、ご質問等よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第25号議案 「不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相談会」の後援名義の使用承認について

○佐藤教育長 続きまして、第25号議案「不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相

談会」の後援名義の使用承認について」。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第25号議案、「不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相談会」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO法人元気プログラム作成委員会。代表者は、小林正幸でございます。

事業名は、「不登校・勉強が苦手な生徒の高校進学を考える進路相談会」。

平成30年7月15日、8月5日の2日間の開催を予定しております。

実施場所は、文京区男女平等センター研修室でございます。

本事業は、相談会の実施を通じ、不登校の長期化・ひきこもり化を防ぐとともに、保護者に安心感を与え、生徒の再登校へつなげることを目的としております。

対象者は、不登校・学力不振を抱える小・中学生の保護者及び教員。

参加費は、無料でございます。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業計画書、3ページに事業予算書、4～18ページに定款及び役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等あれば、お願いいたします。

○坪井委員 区立中学校で高校の進路指導をされていると思います。当然、今の高校の多様化、進路の多様化の中で、中学校でも相当情報を持って、子どもさんたちの進路指導に使われているのではないかと。その点、民間のこういうプロジェクトと現場でなさっている進路指導との関係でどんなことがあるのでしょうか。中学校が持っている以上の情報をこういうところが相談として提供できるということなのでしょうか。

○教育総務課長 今、委員ご指摘のとおり、当然のことながら、高校の進路指導については、その子どもが通っている学校で行っているところがございますが、本事業はひきこもりを防ぐとか不登校生徒の中退率減少といった趣旨のもとで実施しております。設立メンバーには、事業計画書に書いてあるとおり、元中学校の校長会の会長を務めた方とか、中学校校長会のOBの方などがいらっしやいますが、現役のときとはまた違った視点でこういった相談に乗るとというのがこの会の設立の目的であると認識をしているところでございます。

○清水委員 構成メンバーとして、元校長先生とかありましたけれども、実際の指導に当たるのはこういった方々なのですか。それとも、また別の講師みたいなものがあるのでしょうか。

○教育総務課長 設立メンバー、役員などはそういった方たちでございますけれども、そういった方たちが主導的な立場をとって、この設立の趣旨に賛同していただく方などが、相談に乗っているという形の事業だと聞いてございます。

○清水委員 例えば、心理士であるとか、医師でも児童精神をやる者もいて、学習障害というのも専門的な目で見ると必要も出てくるかと思いますが、その辺の方はいらっしゃるのでしょうか。

○教育総務課長 そういった医師の方が実際にいるかどうかというところまでは私どもで今回把握しているところではございませんけれども、教育に関して、元中学校校長会の会長の方の設立趣旨の目的に賛同した知識、知見のある方が行っているものと考えているところでございます。

○清水委員 必ずしも医師がいなければいけないということはないと思いますので、今までそういった経験豊富な元校長先生を含めた方が、しかるべき立場からご指導いただくということで、それは問題ないのではないかなと思います。

○坪井委員 参加予定人員が20名となっておりますが、これは文京区内の中学校で不登校になっている子どもさんたちがこのくらいだろうという意味なんでしょうか。

○教育総務課長 そういったことではなく、2日間、男女平等センターの研修室を借りるということがございますので、実際にキャパシティの問題、相談員の人数の問題といったところを考慮して、今回参加予定人員が20名程度という形にしていると聞いてございます。

○坪井委員 中学校のほうで、こういうところに行っただらんとすることを家庭に働きかけるという形で協力なさるのでしょうか。こういう相談に行っただらんみたいな。

○教育総務課長 具体的に各中学校のほうで、こういったところがあるから、ぜひ積極的にというところまでは考えてはございませんけれども、後援名義を出すものなので、こういったものがあるということで情報提供等をしていくつもりでございます。

○佐藤教育長 ほかにご質問等はございますか。よろしいでしょうか

ただいまの件につきまして、提案のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第26号議案 文京区指定文化財の指定にかかる諮問について

○佐藤教育長 続きまして、第 26 号議案「文京区指定文化財の指定にかかる諮問について」。説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第 26 号議案、文京区指定文化財の指定にかかる諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第 20 条では、区指定文化財として指定を行う場合には、あらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。

本案は、この規定に基づき、区指定文化財候補として、「駒込西片町経営関係資料」を諮問するものでございます。

それでは、指定候補の概要をご説明いたします。

所在地は文京区本郷 4 丁目 9 番 29 号、文京ふるさと歴史館で管理しており、所有者は文京区となっております。

「駒込西片町経営関係資料」は、江戸時代に現在の区内西片地区に屋敷地を所有していた旧福山藩主阿部家から文京区へ寄贈を受けた阿部家資料のうちに含まれるものでございます。

本資料は、明治期の阿部家の経営日誌を中核として構成される資料群であります。旧大名屋敷が大名華族主導により近代的な住宅地として開発され、経営されていく経緯を知ることができる貴重な資料です。

今回の答申につきましては、平成 31 年 1 月ごろを予定しております。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 説明は終了いたしました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 指定基準を満たしたから、今回お認めするということですが、第 4 条に基づくところで、この第 4 条を簡単に説明していただければと思います。

○教育総務課長 こちらの指定基準のところは、ありていに言うと文化財としてこういった指定に当たるものかどうかにつきまして、書いているものでございます。その実質的な審議は文化財保護審議会のほうでさせていただきます。そちらにつきましては、学経の先生方と私どもの専門的な知識を有している職員とやりとりを十分にさせていただいくところでございます。4 条の条文といたしますか、選定するに当たっての過程についての答弁とご認識いただければと思います。

○清水委員 当然、専門の方がいろいろ精査して、お認めしたんだと思いますが、我々もその辺のところをちょっと知っておかなければいけないのかなということで聞かせていただきました。

○坪井委員 今回は諮問をすることについての審議でしょう。

○教育総務課長 先ほどの清水先生からの質問と絡めてお話しします。まずはここで文化財への指定を決定するというものではございません。文化財保護審議会へ諮問していかどうかというところをまず教育委員会で決定していただきます。今後、平成 30 年度中にその専門家の方たちに十分にその内容等について検討していただいて、それに値するであろうというご答申をいただきましたら、今年度末に教育委員会に指定について審議かけさせていただき決定するというプロセスでございます。

○小川委員 プロセスに絡んでちょっと教えていただきたいんですが、今回この事案が出てきたのは最近これが寄贈されたから、この議題が出てきたということになるのでしょうか。

○教育総務課長 最近ではございませんけれども、文京区に所有が移されまして、今、教育推進部長が述べたように、特に、大名家の主導で元下屋敷、上屋敷のところを形成していく過程が、都内においては珍しいので、文京区の指定文化財としてふさわしいのではないかとということ、私どもの職員は感じておりました。それを内々に学経の先生に相談をしたところ、結構であろうということがありましたので、今回こういった形で正式に諮問するという形になったという運びでございます。

○坪井委員 これは指定された後、ふるさと歴史館にそのまま保有をして展示等をしていくということになるのでしょうか。

○教育総務課長 この資料が文京区の文化財という形でご決定賜りました後には、区民あるいは内外に対して広く周知したいと考えてございます。

PRといたしましては、決定をいただきまして、日にちを置かずに区報等で周知を図っていくところでございます。

○佐藤教育長 ほかはいかがでしょうか。

ただいまの件について、諮問することについては認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 27 号議案 文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

○佐藤教育長 続いて、第 27 号議案「文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。説明をお願いします。

○**教育推進部長** ただいま議題とされました第 27 号議案、文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、年収約 360 万円未満相当の世帯の保護者負担軽減が拡充されたことに伴い、区立幼稚園の保育料及び預かり保育料の減免規定について必要な改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、まず、第 2 条第 1 項第 9 号に、所得割課税額が 7 万 7100 円以下となる世帯について、保育料の 2 割を減額とする旨の規定を追加いたします。

次に、現行の第 2 条第 1 項第 9 号につきましては、ひとり親世帯等に該当し、所得割課税額が 7 万 7100 円以下となる世帯について、現行は保育料の 3000 円を控除した額を減額することとしておりますが、減免制度全体の整合性を図るため、定率の減額とし、保育料の 8 割を減額するものに改めるものでございます。また、今回の改正で新たな第 9 号が追加されるため、現行の第 9 号は第 10 号に繰り下がることになります。

次に、第 3 条でございますが、登録利用に係る預かり保育料に関する減免規定につきましても、区立幼稚園保育料と同様の内容に改めるものでございます。

なお、第 3 条第 1 項第 9 号の対象者は、全て改正後の第 10 号の対象者に含まれることから、この規定は削除いたします。

最後に、付則でございますが、本規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日にさかのぼって適用するものでございます。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○**佐藤教育長** 説明は終了いたしました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○**坪井委員** この保育料の減免で、文京区の中でかなり負担が軽くなるご家庭がふえると思ってよろしいのでしょうか。

○**学務課長** 今回の改正による対象者は、現在 12 名程度で、金額的には、影響額でおよそ 38 万円程度と想定をしております。

○**清水委員** 今回、文京区が 1 万 4100 円ということで、国の規定よりオーバーしていたんですが、自治体によって違うんでしょうが、ほかの自治体で、この費用は幾らぐらいでしょうか。

○学務課長 他の自治体それぞれ、さまざま、所得に応じて保育料を段階的に定めているところもございますし、本区のように一律にして、減免で調整している区もございますが、どちらかといえ、本区の保育料1万2000円という部分については、23区の中ではやや高いほうになります。減免を入れているので、今回の改正の対象となるところについては、ほかの自治体と比べても決して高くはないと認識しております。自治体によって保育料の定め方はさまざまなので、一概には申し上げられませんが、そのような状態になっております。

○佐藤教育長 ほかはいかがでしょうか。そのほか、ご質問よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。ただいまの件につきまして、提案理由のとおり認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 平成30年6月定例議会の審議概要について

○佐藤教育長 それでは、続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告事項(1)「平成30年6月定例議会の審議概要について」です。説明をお願いいたします。

○教育総務課長 平成30年6月定例議会の審議概要についてでございます。資料をつけてございます。6月定例議会の一般質問の教育長答弁でございます。自民党、公明党、未来、日本共産党の4会派の6名の方からご質問がございまして、教育長から、この資料のとおりのおりの答弁をしているところでございます。

続きまして、6月の文教委員会は、去る6月14日に開催をされました。教育委員会からといたしましては、まず議案として、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を出してございます。また、報告事項といたしましては、音羽地域活動センター跡地における私立認可保育所及び音羽育成室の整備・運営事業の選定結果についてを児童青少年課から幼児保育課とともにご報告をしているところでございます。

また、この報告事項が終わった後の質疑においては、6名の方からおおよそ20件程度の質問がございました。主なものは、学校における働き方改革、道徳教育について、英語教育について、特別支援学級について、図書館の指定管理者について等々のご質問があったものでございます。

報告事項については以上でございます。

○佐藤教育長 この件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。特によろしいですか。よろしければ、次の報告事項に移りたいと思います。

(2) 平成29年度体罰等実態調査について

○佐藤教育長 続きまして、報告事項(2)「平成29年度体罰等実態調査について」、お願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第2号に基づきまして、平成29年度体罰等実態調査について、ご報告いたします。

こちらは、東京都教育委員会が昨年度実施をいたしました調査を本年6月28日に公表したことに伴って、文京区のものを取りまとめてご報告申し上げます。

1ページから3ページは、東京都全体の数値と文京区のを並べてお示ししたものでございます。4ページには、児童・生徒への質問紙調査の項目を参考資料として載せてございます。

1ページにお戻りをいただきます。調査の内容につきましては、1の(3)にありますように、体罰とあわせて不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導、またはその疑いのある事案の実態でございます。調査の方法につきましては、校長による教職員1人1人への聞き取り調査並びに児童・生徒1人1人に対する質問紙調査及びそれに付随した聞き取り調査を実施しております。

2「報告数」をご覧ください。今年度、文京区の報告があった件数が、小学校が3校の4件、中学校が3校の6件となっております。平成28年度に比べて、小学校は13件減少、中学校では4件の増加、全体では9件減少となりました。

具体的な状況を申し上げます。まず、「体罰」といたしましては、昨年度に引き続き、今年度も小・中学校でゼロ、体罰はございませんでした。次に、「不適切な行為」については、ア「不適切な指導」について、小学校は1校1人、中学校では1校で2人となっております。イ「行き過ぎた指導」については、例えば部活動において長時間走らせるとか、休憩をとらせないといった内容になりますが、報告はございませんでした。ウ「暴言等」につきましては、小学校で3校3人、中学校はゼロでございます。③「指導の範囲内につきましては、小学校はゼロ、中学校では2校3人となります。④の「非該当(適切な行為)等」につきましては、小学校はゼロ、中学校で1校1人でございます。

2ページをご覧ください。4「体罰の内容」については、文京区はゼロとなりましたので、ここは全てゼロ件になります。3ページの(6)、(7)も同様、全てゼロ件になります。

5「体罰の根絶を図るための取組」といたしましては、(1)の3番目、管理職対象のヒアリング

時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言を行うとともに、4番目、全小・中学校の教育指導課訪問時に、体罰や行き過ぎた指導について、事例をもとに指導・助言をしてまいりました。また(2)の研修につきましては、7月、体罰防止月間の服務事故防止研修や夏季休業中の教育課題研修会などで、アンガーマネジメント研修などを実施しております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 中学校の不適切な指導について、校数1、人数2と書いてありますが、これは1校で同じ教員が不適切な指導を2人に対して行った、そういうふうに読むのでしょうか。

○教育指導課長 これは延べ人数となりまして、1校で同じ教員を2件と数えております。

○坪井委員 同じ教員が1人の子どもに2回。

○教育指導課長 1人の子どもではないですけど、2回ということでございます。

○坪井委員 それに対して、こういう数字が上がってきた場合は、教育委員会としてはどうされているんですか。

○教育指導課長 このような1つ1つの事例については、各学校から報告をいただいておりますので、教育委員会としても把握しております。その上で、事例によりましては、校長先生方がそれぞれの教員に対して適切にご指導いただいているところでございます。

○清水委員 東京都の中で、体罰は、文京区は多いほうなのか、あるいは平均なのか、少ないのかという大体的目安というのは……。恐らく設置数で報告数を割れば数字は出てくるかなと思いますが、そうすると、何となく文京区のほうが、1校当たりの報告数が東京都の平均より多くなっているような気がします。そこはどう考えるかということをお伺いしたいんですが。

○教育指導課長 まずは体罰ゼロが2年間続くということは文京区としては大変よい状況と思っております。

次に、報告数が多いか少ないかというところは、それを受けた子どもの感じ方という部分がありますし、出てきたものを学校としてはなるべく取り上げて、1つ1つを精査していくことが大切になりますので、少ないけれども、児童・生徒から出しにくいという雰囲気があってもいけませんし、気になるものは全部出していただいて、それぞれ学校ごとに精査をするというのが大切ですので、一概に多い、少ないということではよい悪いということではないと考えております。

○清水委員 報告数が多くて実数が少ないのが一番いいのかなと思っているんですが、文京区はそういう形ということでもいいんですかね。

○坪井委員 報告が上がってきたものを、これが不適切な指導であるとか、指導の範囲内であるとかと分類するのは、誰がしているのでしょうか。

○教育指導課長 1ページにお戻りいただきまして、一番下のところに備考として、それぞれの基準が示されております。またDVDもございまして、実際どういうものがこういったものに当たるのかというの、それぞれの学校で研修をしているところでございます。

まずは校長が、どれに当たるかということ判断して、教育委員会に報告してまいりますけれども、それを教育委員会も精査いたしまして、確かにそれが不適切な指導になるのか、行き過ぎた指導になるのかということは校長としっかり突き詰めて判断をしているというところでございます。

○坪井委員 そうしますと、非該当（適切な行為）であるにもかかわらず、校長は、もしかしたら不適切な行為ではないかと思って報告をしてきた。教育委員会では、「いやいや、これは非該当ですよ」と判断したという意味になるのでしょうか。非該当で、29年度、1、1と中学校でありますけれども、非該当だという報告が来るということではないんですよね。これは適切な行為であったという報告をわざわざしてくるのでしょうか。

○教育指導課長 まずは学校が判断をして出してまいります。先ほどお話ししたように、気になるものはなるべく学校から出していただいて、それを教育委員会といたしましても判断をいたします。それを取りまとめて都のほうに出しますので、最終的に都の判断も受けながら、非該当になっていく場合もあるということでございます。

○佐藤教育長 東京都のほう判断するんですか。

○教育指導課長 最終的には東京都で、これはどうかということも判断をしておりますが、今は、この調査も何年もやっておりますので、学校の判断と教育委員会の判断と都の判断が大きく乖離するということはほぼないところでございます。

○坪井委員 そうすると、校長は、適切な行為、非該当であるものも報告をしなきゃいけないのか。

○教育指導課長 児童・生徒から、アンケートが参りますので、そういうものが出てきたということでございます。

○坪井委員 そういう意味ですね。わかりました。

○佐藤教育長 教職員と児童・生徒とが調査方法が分かれていますので、そこで出てくるということでもよろしいわけですね。

○教育指導課長 そういうことになります。

○坪井委員 29年度、小学校で「暴言」というふうに認定されている言葉というのは、どんなこと

が暴言として認定されていますか。

○教育指導課長 言い方のニュアンスが、今私がここで申し上げると、実際にその先生と子どもたちの関係でどういうニュアンスで言ったかというのはありますが、例えば「バカか」というような発言があったというふうに報告されております。

○坪井委員 ちなみに、子どもは暴言だと言ったけれども、非該当とされた言葉というのはどういうことですか。非該当にされたというのは暴言かどうかわかりません。子どもは何か訴えていますよね。それに対して非該当というふうに認定されているわけですが。

○教育指導課長 例えば、「やばいと」というような発言がございます。

○坪井委員 それは子どもにとってみれば暴言だという訴えがあったけど……。

○教育指導課長 暴言というか、不愉快ということだというふうに思うのですが。

○坪井委員 不愉快だと。でも、それは非該当だよと判断したということですね。

○教育指導課長 そういうことになります。

○坪井委員 なかなか微妙、難しいところですね。

○佐藤教育長 具体例としてはそういうことですね。

いかがでしょうか。そのほかに質問等あれば、よろしいですか。

よろしければ、次の報告事項に移ります。

(3) 夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について

○佐藤教育長 報告事項(3)「夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について」です。説明をお願いいたします。

○教育指導課長 続きまして、資料第3号に基づきまして、夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について、ご報告をいたします。

こちらにつきましては、例年学期末を前に各学校・園に通知しているものでございます。大きな流れといたしましては、「記」以下のところをご覧いただければと思います。

まず、1「安全な生活を送るための指導」の(1)の①から⑥にございます。生命を尊重する指導や信頼できる大人に助けを求める指導の徹底でございます。

①では、今年度新たに自殺予防教育を推進するため、さまざまな困難、ストレスへの対処を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)を実施することを付記しております。

さらに⑤では、夏季休業前に、学校における児童・生徒の自殺対策の取り組み等を活用して、学

校における子どもの自殺予防対策の6つの重点について共通理解を図ることが書いてあります。学校内では、組織的に連絡がとれるようにしておくとともに、担任や学校だけで対応するのではなく、警察や児童相談所等の関係機関とも積極的に連携をとっていくことも記しております。

⑦から⑩の犯罪や事故、災害等の危険を予測し、回避する指導の徹底でございます。中学生等が振り込め詐欺等の犯罪に関与してしまう事案が急増していることから、⑨では、今年度新たに、犯罪に加担する危険や誘われて困ったときは、大人に相談することの大切さについて指導することを付記しております。

⑫、⑬はいじめについてになります。夏休みに入ると子どもは先生に報告や相談をしてはいけないと思っているようなところがございます。報告してよいということをあらかじめ言葉で伝えておくことで、いつでも相談できる体制を整えていくことが重要となります。24時間子どもSOSダイヤルは、配布するだけでなく、子どもに、困ったらすぐに相談するよう強調するよう、近くの大人以外も相談に乗る体制ができていることを伝えてまいります。

(2)から(7)は、安全管理の徹底についてでございます。(2)では学校危機管理マニュアル、(3)は自転車の乗り方、(4)、(5)では、水泳指導や部活動等について事故防止のための周知と熱中症予防など、通知とあわせて合同校・園長会や生活指導主任、保健主任等を対象に周知をしております。

(8)は、不登校や長期欠席等の児童・生徒への配慮となります。長期休業の機会がプラスとなるよう適切な状況把握と指導について書いております。

おめくりいただいて、4の「健康な生活を送るための指導」でも、5の「問題行動を防止するための指導」でも、携帯電話やスマホ、インターネットの利用などについて触れているところでございます。

ご報告は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまのご報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 これは私の感想なのですが、例えば1の「安全な生活を送るための指導」は、(1)の①から⑬まであります。この順番がどうなのかなという気がしました。一番最後は、いじめで、その前は犯罪や事故です。②も同じような犯罪や事故ですし、①と⑤が自殺のことで、ちょっと離れています。自殺が一番初めに来るのは、いいような悪いような、強調したいんでしょうが、そういう印象を受けました。

○教育指導課長 私もこの通知を毎年見ているわけですが、大変分量も多くて、そういった面でも

課題があるかなと思います。新たに教育課題が出てきたり、新たな通知や冊子が出てきたときに、つけ加わっていくところがあったり、あるいは上のほうに持ってくることで、新たなものを目立たせたいというところがありますので、トータルでこの順序が適切かどうかというのは課題が残るところですが、より現場が見やすい、活用しやすいというところを今後さらに検討してまいりたいと思います。

○佐藤教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、これで報告事項を終了いたします。

以上で、用意した案件は全てとなります。

第4 その他の事項

○佐藤教育長 「その他の事項」は、特に事前にいただいておりますが、そのほか、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第7回定例会はこれをもって終了させていただきます。

(14 : 51)

平成 30 年 7 月 11 日

議事録署名人

教育長

委員